



Fellow's Report

令和8年

=ものづくりの仲間から=

《1月号》

「工作物石綿事前調査者」による事前調査が、義務化されます

工作物石綿事前調査者とは、特定工作物の解体・改修工事において、石綿（アスベスト）の使用の有無を事前に調査する国家資格者です。この資格は、労働者の健康障害防止を目的とし、令和5年10月から建築物石綿含有建材調査者が調査を行っていましたが、下表の工作物は**令和8年1月1日以降着工の工事**から、工作物石綿事前調査者による調査が義務化されます。

（※令和8年1月1日以前着工の工事については、有資格者による事前調査を行うことが推奨されていました。）

また、**請負金額100万円以上（税込）の工事が対象**となり、着工前に労基署及び自治体への石綿事前調査結果の報告が義務付けられています。下記の3点について、留意してください。

- ① **石綿が無い場合**でも、「石綿無し」を報告することが必要！
- ② **石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等***であっても、事前調査結果の報告が必要！ ※書面調査により2006年9月1日以降の着工であることを確認する
- ③ **報告対象外の小規模な工事**でも原則事前調査の実施は必要！

※船舶に関する工事については、労基署のみに報告を行えばいいです。

・工作物石綿事前調査者のみが調査できる工作物

区分	対象工作物
特定工作物 ※厚生労働大臣及び 環境大臣が定める 工作部	<p>①反応槽 ②加熱炉 ③ボイラー及び圧力容器 ④焼却設備 ⑤発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ⑥配電設備 ⑦変電設備 ⑧送電設備（ケーブル含む。） ⑨配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） ⑩貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）</p>

【公社で該当する設備改修工事の例】

③ボイラー及び圧力容器



吸收冷温水機更新



圧力容器更新



吸收冷温水機整備



ボイラー更新

⑦変電設備



キュービクル内の変圧器、ブレーカー、高圧ケーブルなどの更新